

第 713 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和元年 11 月 11 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者はございません。傍聴人は 8 名となっております。

それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、現在ご出席いただいております委員の方は 16 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第 713 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 10 月 15 日から 11 月 10 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 1 誌を指定図書類とすること、2 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。10 月 17 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書類につきましては 10 月 18 日に告示、優良映画については 10 月 23 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリー e ルール講座」を 50 回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、11 月 6 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、2 ページから 3 ページには、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績、4 ページには、

過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の10月分の状況でございます。

令和元年10月までに委嘱しております協力員は852名です。10月の活動者数は58名、調査店舗数は307店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、コンビニなどで販売されている、青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

まず、不健全図書として指定した図書類を販売している店舗はございませんでした。

次に、表示図書類を販売している店舗のうち、問題のある店舗はありませんでした。

類似図書類につきましても、問題のある店舗はありませんでした。

青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗はございませんでした。

次に、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査状況でございますが、今月はございませんでした。

6ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

一番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が8店舗、表示図書類の取り扱い不適切が1店舗、類似図書類の取り扱い不適切が1店舗ございました。

二番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切が3店舗ございました。

三番目の表、カラオケボックス、漫画喫茶等への実態調査では、ネットカフェにおいてフィルタリングが導入されていない店舗が2店舗ございました。

四番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続いて、7ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届け出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届け出をすることとなります。

①は、11月1日現在の区市町村別届け出箇所台数一覧でございます。設置箇所数は12カ所、設置台数は37台で、先月から増減はありません。

自動販売機立入調査については、今月は実施いたしませんでした。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○山委員 今、5ページの類似図書といわれる成人向けと思われる図書類が、シール止めなどをしてあるものをコンビニでチェックしたということと言われたんですけども、コンビニでは、8月いっぱい成人、括弧つきですが成人向けの書籍類売り場は、もうコーナーがほとんどなくなっているんです。私も幾つか回って見たんですけどほとんどないんです。類似図書の成人向けと思われる図書類のシール止めがしてあるものを、コンビニでチェックしたということをおっしゃられたので、いつものような言い方だったんで、そういう報告は挙がっているのかどうかということだけ聞きたいと思います。

○若年支援課長 協力員については、従前と同様のことでやっておるんですが、10月報告分ということございまして、それ以前のものももしかしたら含まれているかもしれないですということをご理解いただければと思います。

○山委員 まあ、だから、これからはコンビニに、そういう形で成人コーナーがまだあるところがもしあれば、それに対してはどういうふうな形でそこにあるのかということをおっしゃっていただければと思います。コンビニエンスストアの団体であるフランチャイズチェーン協会全体でやはりそういう取り決めをして、成人向けコーナーを外す、ほかの売り場にチェンジしているところがほとんどなんです。だから、その辺の状況というのを踏まえた上での調査をされたら、そのされた結果をまた報告していただければと思います。

○会長 事務局、よろしいですか。では、よろしく申し上げます。

ほかにはございますか。

では、ほかには質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしく
お願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退室
をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 では、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。

皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明
いたします。

計 2 誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご
覧いただきたいと存じます。諮問第 1134 号でございます。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でござい
ます。

こちらに記載されました図書類は、令和元年 9 月 30 日から令和元年 10 月 28 日までの間に、
都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているもの
から購入いたしました計 126 誌のうちから、8 ページ、9 ページに記載をしてございます条
例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでござ
います。

番号 1 「YK コミックス『ヴィーナスカント』」、令和元年 11 月 11 日付で株式会社少年画報
社より発行されております。過去 1 年間の指定はございません。

番号 2 「Charls Comics (シャルル コミックス) No.096『俺の彼氏に開発されすぎて、困
ってます。』」、令和元年 10 月 15 日付で株式会社メディアソフトより発行されております。過
去 1 年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。

該当指定基準は、いずれも施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、
青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、11月6日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページ、4ページに取りまとめてございます。ご覧いただきたいと存じます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は、15名の方が出席されました。

番号1「YKコミックス『ヴィーナスカント』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が5名です。その主な内容は、「一部、不倫の場面はあるが、全て夫婦間の話であるので合法か。しかし、暴力的、強制的なレイプを思わせる話や性的な言葉の卑わいさ、全裸での性交もある。擬音が激しく卑わい感があり、人格否定も感じられる。指定該当」などでございます。

「指定非該当」の意見の方は7名で、その主な内容は、「絵柄はきれいで卑わい感はない。縛り、目隠しなどのシーンはあるが人格否定とまでは言えない。テーマやしっかりしたストーリーラインもあり、作品一冊として成立している価値はある。性器の消しはほぼ完全になされている。指定非該当」などでございます。

なお、「保留」の方が2名、関連会社のため「意見表明なし」の方が1名おられました。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

番号2「Charls Comics (シャルル コミックス) No.096『俺の彼氏に開発されすぎて、困ってます。』」です。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が11名です。その主な内容は、「各話ストーリー性に欠けるが、作家の画力を生かし、大ゴマを多用するビジュアル先行の作品づくりは、一つの漫画スタイルとして評価できる。しかしながら消しが甘く、一部性器及びその周辺部を明確に描いているのは看過するには困難。指定やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の方は3名で、その主な内容は、「性器の描き方は数カ所ぼかしの弱いところもあるが、全体的には配慮されている。性行為の描き方もいろいろな模様や斜線を入れ、それとわからないような工夫も感じた。指定非該当」などでございます。

なお、「保留」の方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、特によろしければ調査に入っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(図書審査)

○会長 それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。

二つの図書をまとめてお願いいたします。

では、まず、D委員からよろしくお願いします。

○D委員 1誌目なんですけども、打合せ会でもかなり非該当、保留が多いというのもわからなくないなと思って読んでいました。何ていうんですかね、健全な不健全図書というんですかね、よくできていると思うんですけれども、施行規則のイ・ロにはどうやって該当やむなしかないと思いますので、1誌目は区分陳列をお願いします。

2誌目に関しても、内容と、修整、いろんな視点で見てはいたんですけども、ひっかかったのが、施行規則のイをまじまじ読んでみると、指定非該当にはちょっと、僕の見方からはできないかなと思いましたので、2誌目も区分陳列でお願いしたいです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、次、山本委員。

○山本委員 まず、1誌目の「ヴィーナスカント」なんですけども、夫婦間とは言え、強制性交するという内容の設定になっておりますので、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれが高いということで、指定該当と考えます。

2誌目の作品については、これも指の挿入だとか、性行為がリアルに描かれ、また、体液描写も多いということで、これについても指定該当と考えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次は、H委員。

○H委員 性行為と性描写が多いですし、言葉が卑わいな感じがいたしました。夫婦間の行為ですが、3番目に書いてありますけども、子を持つ親として考えたときに見せていい図書と

は思えないというところで、指定該当でお願いいたします。

2誌目につきましても、指定該当でお願いいたします。

○会長 その次に、内田委員お願いいたします。

○内田委員 1誌目ですけれども、夫婦間とはいえ、性交シーンが多いというところとドメスティックバイオレンス、DVになりかねないストーリー展開でもありますので、青少年にとっては卑わいであると。指定該当、区分陳列が適していると思われま。

2誌目ですけれども、こちらについても性交シーンが非常に多いということと、部分的に、修整についてかなり甘いところがありますので、こちらについても指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

次に、F委員。

○F委員 「ヴィーナスカント」という、夫婦が性的に楽しむ漫画なんですけど、これ、全体は非常に絵が上手なので、なかなか、うまく性器をぼかしたり、性交渉のときの性器がちゃんと隠してあったりして、編集とか発行する立場からすると、この程度だったら非該当で、という認識があると思うんですけども、夫婦間とはいえ、非常に卑わいな言葉を投げつけて相手を屈伏させたり、不倫の性交シーンがあったり、描写がやはり極端に性的で、まだ未成熟な青少年に対してはとても問題のあるせりふとかがありますので、これはやはり区分陳列すべきだと思います。

もう一つのBLものなんですけれども、この「俺の彼氏に開発されすぎて、困ってます。」というタイトルどおりに、要するに、SEXの描写がとても扇情的で、男同士とはいえ、擬音の描写が多過ぎて、性的には非常に卑わい感が増してくるんじゃないかと思ひます。ですから、これも私は区分陳列すべき対象だと思います。

2誌とも区分陳列をお願いします。

○会長 ありがとうございます。

次に、J委員。

○J委員 2誌とも指定該当だと思います。

○会長 では、次、A委員。

○A委員 2誌とも成人向けだと思います。

以前も申し上げましたが、聴き取り調査内容、自主規制団体の皆様がおっしゃる中で、修

整がきちんとしてあるとか、擬音が少ないとか体液が少ないというのは、それはあくまで参考であって、それを見ればおのずと AI が判断できるようなものではなくて、私たちが見てどういう印象を持つかということなので、そこに注視をされたコメントがあるのは違うんじゃないのかなというふうに思います。

第1誌目、相当程度に卑わい感が強く、人が生きていく上で、さまざまな、例えば美しいものがあるわけですね。友情であったり、スポーツであったり、仕事であったり、そういうことは抜きに愛もいいんですけど、愛じゃなくて性の部分しかないような図書を見て、青少年が健全に育っていくかといったら、私は違うんだらうというふうに思います。成人がこれをご覧になって楽しむべき本であって、青少年が簡単に手に取って読むべき本ではないというふうに思います。ということで、1誌目の聴き取り調査内容の方向性としては、割とソフトだからいいじゃないかというような感じがありますが、私は、この第1誌目は相当程度に卑わい感が高いというふうに思います。

2誌目の擬音の部分なんですが、改めてよく見ると、擬音といっても、わかりにくいというか、私はちょっと自分ではこういう言葉を擬音で表現しないような、何か、「しろ、しろ」という、「しろ、しろ」というのはどういう擬音なんですかね、ちょっと。「しゃっ」というのも「だめ」というのもある、一番最後の「ん」に点々がついているとか、よくわからないんですね。これまで、私はこれを見てわいせつ感が増すとは思わないんですが、要するに何を言っているんだらうという感じがいたします。

いずれにしましても、2誌とも青少年が見るべき本ではなくて、成人がご覧になるべきだと思います。

以上です。

○会長 では、次、E委員。

○E委員 一つ目の「ヴィーナスカント」ですけれども、指定やむなしかなと思います。やはり暴力性であるとか、ちょっとそういったところが強調され過ぎているのではないかということと、余りにも中高生にもそういった観点から早いのではないかと考えています。

二つ目のほうも指定該当で考えておりまして、やはりちょっと若干ストーリー性に欠ける部分が高いと思っております。性交の部分が大変、頻発して多いのかなと考えておりますので、こちらも指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。

その次、B委員。

○B委員 はい。2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。

1誌目のほうは、やはり性交シーンの多さと行為の過激さからいっても成人向けがふさわしいんじゃないかなと思います。

2誌目のほうも、るるご指摘がありましたけれども、擬音等々が非常に生々しくて卑わい感があると思いますので、これも成人向けにさせていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

その次、C委員。

○C委員 2誌とも区分陳列をお願いいたします。

1誌目は、確かに私も、7人もソフトな感じを受けているのかなというのが感じました。ただ、例えば夫婦間にこういうような言葉を使ったりするのが、どうしても青少年の健全育成にはふさわしくないと思いますのと、それから、2誌目もそうなんですけれども、擬音というよりも、よくわけのわからない言葉が大変羅列されていて、好ましいとは思いません。

2誌とも区分陳列でお願いいたします。

○会長 では、I委員。

○I委員 1誌目のほうは、比較的ましな感じがしましたけども、やはりほとんど性器の描写は非常に少ないんですが、それでもやはり性行為のシーンがあるということと、やはりせりふというか、直接的な言葉が結構多いので、これはやはり指定やむなしでお願いします。2誌目のほうは、性器の消しはまあまあしていますけども、形状がわかりますし、性行為のシーンも結構多いということで、こちらのほうは文句なしに区分陳列かなと思います。

○会長 では、次に小澤委員。

○小澤委員 2誌とも該当でお願いしたいと思っております。

1誌目なんですけれども、ご指摘ありましたけれども、暴力的で強制的なレイプを思わせるもの、あと人格否定を、私は感じましたので、指定該当でお願いしたいと思っております。

あと、2誌目のほうなんですけれども、全体的な卑わい感があるということと、性交シーンが多いというところで、指定該当でお願いしたいと思っております。

○会長 次に、森山委員。

○森山委員 2誌とも区分陳列でお願いしたいと思います。

1誌目は、全体的に卑わい感が強いと思います。

2誌目のほうは、修整はあるんですけど、やっぱりちょっとリアルな感じの絵が多いと思いますので、やっぱり卑わい感が強いと思います。

2誌とも区分陳列をお願いしたいと思います。

○会長 G委員。

○G委員 私も2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。

1誌目は、性器こそ描かれていないように感じますが、擬音、体液などの描写が多く、強姦を思わせるシーンもございましたので、指定該当でいいと思います。

2誌目は、性器の消しはありますが、形はわかるようにしか消えていないということと、セックス描写がダイナミックで、その分卑わい感が増しているということで、指定該当でお願いしたいと思います。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 どちらも指定該当でお願いします。

「ヴィーナスカント」は、夫婦間とはいえ、卑わい感があり、人格否定もあるということで指定該当と思います。

それから、もう一誌のほうも擬音などが激しく、指定該当と考えます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、私ですが、2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。

1誌目につきましては、1個1個の性器の描写等はかなりの修整がされていますけれども、やはり夫婦間とはいえども、暴力的、強制的なシーンが見られるのは、描写全体を見ると、卑わい感の強い、青少年にはふさわしくない図書だと思いました。

2誌目は、性描写を大変激しく描いておりますので、指定該当でお願いしたいと思います。

では、以上でございますので、全員指定でということでございますから、2誌につきまして指定の答申をしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、ありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。

優良映画の推奨について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、「優良映画の推奨について」ご説明をいたします。

資料の 12 ページには、優良映画等の推奨に関する条例等を記載をしております。それぞれの映画が条例施行規則の第 2 条、1 号から 6 号のいずれかに該当するものであると、推奨をすることとなります。

資料の 13 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第 1133 号でございます。

今回は、1 作品を諮問いたします。

作品名は「映画 ひつじのショーン UF0 フィーバー!」、製作者名は記載のとおりでございます。令和元年 12 月 13 日から、新宿ピカデリーほかでの公開を予定しております。

申請内容でございますが、15 ページをご覧いただきたいと存じます。対象区分として小学生、推奨にふさわしい理由は記載のとおり、また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第 3 号「青少年の人を慈しみ、大切に作る心を育てるもの」及び第 6 号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するもの」という申請内容でございます。

16 ページをご覧いただきたいと存じます。事務局といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、16 ページ中ほどにございますとおり、該当項目は第 3 号及び第 6 号、対象は小学生といたしました。

以上でございます。

○会長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、条例施行規則に基づきまして、青少年に優良な映画として推奨に賛成なのか、反対なのか、また、対象区分につきましてもご意見をいただきたいと思っております。

D 委員、よろしく申し上げます。

○D 委員 この作品を知っている親子だったら東京都の推奨がなくても冬休みを利用して見に行くのかななんて思いながら見ていたんですけども、何か、健全な育成に、推奨理由というのが、なかなか見えて見当たらなかったんですけども、悪い映画ではないのは間違いありませんが、前、アーリーマンのときにも、果たしてこれがという、ちょっと議論があったと思うんですね。今回も結局そういうふうになるのかなとは思うんですけども、ただ、青少年に有益となるとちょっと、「ん」というのはあるんですけども、かといって、じゃあ推奨しないかとなると、そういう悪い映画ではないかなと。また、対象区分も小学生ということなので、推奨で。区分も事務局案どおりでいいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

次に、山本委員。

○山本委員 この、『ひつじのショー』という映画は、せりふがない、クレイアニメーションなんですけれども、せりふがないということで、見ている者にとって想像力等をかき立てるものになっているんですけれども、想像力をかき立てるということで、自立性を身につけさせるというところにはつながると思います。しかし、だからといって、クレイアニメーションを全て推奨映画にするということもちょっとできないので、このひつじのショーについては、個別的に作品の内容に着目して、推奨相当なのかといったところを考える必要があるかというふうに思うんですけれども、『UFO フィーバー！』の作品の内容を見てみると、確かに推奨にふさわしい理由というところで書かれているとおり、他者への思いやりだとか、異文化を受け入れ、そういった優しさとかいったところは言えるかと思います。しかし、これをもって東京都の青少年健全育成審議会が推奨する映画とするにはなかなか難しいところがあるんじゃないかと。これを推奨映画とすると、ひつじのショーのようなクレイアニメーションを全て推奨映画としかねないというふうに、線引きがなかなか難しいんじゃないかというふうに思います。

したがって、ちょっと厳しい見方になるかもしれないんですけれども、これについては推奨相当とは、ちょっと言えないんじゃないかというふうに判断します。

以上です。

○会長 では、H委員。

○H委員 私は、何か、この映画は前作から4年ぐらい経っていて、これは前のこの席で推奨をしたという思い出があります。そのときに、私の孫なんですけど、その当時はテレビでも放映していました。それで、言葉がないし、自分でこう、じーっと見ていましたし、想像力を養っているのかなというふうに感じたんですね。

今回は宇宙人の話で、今までになかったキャラクターがいっぱい出てきて、それで楽しい仲間たちと、迷い込んできた宇宙人のルーラを無事に返してあげようと計画を立てるわけなんですけど、いろいろなアイデアで、割とワクワクドキドキしながら、今は5歳になりましたけれども、見るのではないかなと想像しながら見させていただきました。やっぱりずっとテレビでやっていたんですけれども、1年ぐらい前から違うアニメに変わっちゃって、今1年ぐらい放映していないみたいで、すごく残念に思っておりましたので、推奨でいいと思います。

区分対象は、事務局案どおりで結構です。小さくても、幼児でも何となく理解はできるようです。

○会長 では、内田委員。

○内田委員 一通り見て、娯楽作品だなという印象を強く受けました。推奨するポイントというところで、なかなか難しい部分も確かにあるなと思ったんですけども、宇宙人を捕まえる役の女性が子供のとき、ルーラのお父さん、お母さんに会って、それを信じてもらえなくていじめられるというところと、また最終的な結末のところがちょっとマッチングして、人のことを大切にするとか、あるいは自分の経験を確認するためにというところのストーリー展開としては、子供にもわかりやすいのではないかというところを考えまして、事務局案どおりで推奨ということをお願いできればと思っています。

○会長 ありがとうございます。

では、次、F委員。

○F委員 先ほど、今テレビでやっていないとおっしゃっていたのですが、実はやっているんですね。NHKのEテレで4日前に、夜の7時15分から「ひつじのショー」再放送でやっていました。YouTubeではもう100万回ぐらいアクセスがあって、ストーリーとしては100回超えているんだそうですよ。2007年ぐらいからですからね。実際に登場人物とかがわかっているならば、例えば牧場主とかピッツァーとか群れの仲間とか、ここに出てくるこういう人たちがわかっているならば、ストーリーはこうだなと、今度のストーリーの中に出てくるのはこの悪者と宇宙人と、相互の関係性がわかると思うんですけども、これを私ぐらいの年齢の者がポカんと1回目を見て、おもしろいかというと、よくわからないんですよ。ストーリーが長過ぎるんですよ、80分以上もあって。

ただ、後で、出版物をいろいろ調べてみたら、今やっぱりひつじのショーの本とか絵本とか、グッズが結構あふれているんですよ。それで、本屋に行っても子供のコーナーにはひつじのショーのさまざまな物が置いてあるんですね。絵本も多くの種類がありまして、さまざまな出版社が出していて、やっぱり、このことがわかっている小学生ぐらいで、小さい頃からずっとひつじのショーに親しんできた人たちがこれを見た場合には、とても心温まるような作品だと思います。申請の方が言っているような高い芸術性とか、非常にクオリティが高いとかというのはよくわかりませんが、ただ、子供が見る分には親しんで見られる要素はあると思うんです。

それで、これが健全な心の成長に資するかどうかは別にして、こういうような、仲間と一緒にあって、あることが起こったらそれにどう対処していくかという、それぞれが助け合ったり、それぞれがこう、何ていうんですかね、せりふはないんですけどもお互いがお互いをサポートしたりしながら解決するというような、そういう意味では、登場人物がわかっていてストーリーになじみのある小学生ぐらいにはちょうどいいのかなというような気はいたしました。

○会長 推奨とすることです。いいですか。

○F委員 ええ、推奨をお願いします

○会長 はい。

次に、J委員。

○J委員 私も推奨に賛成です。

該当も3号、6号ということで、子供が見て想像を膨らませるということについては、十分にできるのではないかなと思っています。そして、小学生の低学年からの対象ということによろしいかと思えます。

○会長 では、A委員。

○A委員 おもしろい映画、子供たちは喜ぶんでしょうけども、東京都が推奨する映画かという、私は違うんだろうというふうに思います。

ひつじのショーは多分3回目ですかね、映画として当審議会に審査に上るのは。いろいろな作品がある中で、多分3作目だと思うんですけども、毎回反対の論ですけども、にもかかわらず通っていますが、今回も楽しい映画でおもしろいなと思うけれども、東京都が推薦するという映画ではないだろうという思いは変わりません。

○会長 次にE委員。

○E委員 私も大変エンターテインメントとしてはおもしろいんだろうとは思っておりますけども、これが果たして青少年に有益か、例えば余りにいたずらの度が過ぎるんじゃないかとか、たしかクライマックスのところ宇宙船に1回乗ったんですが、これも結局いたずらでみずから壊してしまったりとか、ちょっと、果たしてこれを見て、青少年が他者を、優しい心とか、もちろんそういった側面があるのを否定はいたしませんけれども、東京都が推奨するほどそれが示されているかという、私個人としては疑問ですので、非推奨と考えております。

○会長 ありがとうございます。

次に、B委員。

○B委員 ひつじのショーは非常に有名な作品で、私は実は見るのは初めてですので、今回楽しみに映画館のほうで見させていただいたんですけども、子供たちが楽しめる作品であるというのは多分そうなんだと思うんですけども、この、何ですかね、該当項目に照らし合わせて言うと、3の青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものという、6もそんなんですけど、に当たるかという、私がすごく感じたのは、最終的に異星人の、何ていうんですか、子供との友情みたいなのを描かれているんですけども、ちょっとお国柄が違うせいかもしれないですけど、非常にあっさりしていて、何か、子供たちの心にこれを残せるかという、私はちょっととりたてて推奨するほどではないかなというふうに思いましたので、非推奨をお願いをしたいと思います。

○会長 では、C委員。

○C委員 私も懐かしいのと、やっぱりグッズが大分販売されていて、どこへ行ってもキーホルダーであれをぶら下げている子がいたりして、こんなに浸透しているものの、ちょっと長めの映画だなと思って見せていただきました。ちょっとドタバタが多いかなという感もしないではないんですが、とにかく迷ってきてしまった、両親から離れてしまった宇宙人が親の元に帰りたいという、その気持ちを最終的にはみんなで押し上げていく、その気持ちの、みんなで結束していくところが、まあ、こんなものなのかなと思ったことと、それから、捕まえることに必死だった悪役と称される彼女が、実は小さいころに自分も同じ体験をしていて、その確認のために、どうしても、捕まえた上で実際にいるんだという、その辺が心の底にあったから、古い物を箱を出してフッと埃をたたくあたりに、小さい心からずっとこれがこの人にはひっかかっていたんだなというのを感じたことと、やはり想像力とか思考力というのは、せりふがないからそれぞれ子供たちが感じるものが違うと思うんですけども、最終的には同じところに到達するんだなと思ったら、いろんな想像力をかき立てながら最終的には同じところでめでたしというところに到達するんだしたら、これはこれで、小さい子にとっては推奨でいいかなと思います。強い推奨ではないんですが、ソフトな推奨でお願いいたします。対象は事務局案どおりで結構です。

○会長 次に、I委員。

○I委員 せりふがなく、ストーリーはどうってことはないかなという感じがするんですけ

れども、やはりクレイアニメーションという、やっぱり粘土でつくって、全編つくっているという映像のすごさというのは、これは、子供たちにわかるかどうかはわかりませんが、当然、今 CG 全盛の時代で、CG でつくればあつという間につくれちゃうようなものをクレイでつくっているという、その温かさみたいなものが、ある程度の人たちには理解できるかもしれないです。やはり映像の温かさというのは、何か伝わるような感じがしますし、そここのところは、ここに、推薦理由にもあるんですけども、そこが一番、この映画のポイントかなという意味で、ぜひ子供たちには見てもらいたい映画だと私は思います。

○会長 ありがとうございます。

次に、小澤委員。

○小澤委員 私もとても迷いました。大きな流れの中にある、異文化を受け入れるとか、困っている人を助けてあげる、みんなで協力してというところはとても理解できたんですけども、やはりちょっといたずらが過ぎるというか、ドタバタ過ぎて、これがきれいなお話なのかなというところに疑問を持ちました。

あと、ちょっと気になったのが、逃げるというか、助けるというかというところで、道端にあるボックスを持って行って、じゃあ、あそこに乗っかって行こうというところがあったんですけど、勝手にそういうものを持っていったらだめだろうとか、ちょっと細かいんですけど、ちょっとそういう細かいところでドタバタというところが気になったので、東京都が推奨しちゃっていいのかなとちょっと疑問を持ったところがありました。そのため、今回ちょっと推奨非かなと私は思っています。

以上です。

○会長 次、森山委員。

○森山委員 すみません。見るできませんでした。

○会長 はい。

では、G 委員。

○G 委員 前回、『アーリーマン』のときはサッカーで、チームワークというフックがありましたが、今回はどこかいいところないかと思いながら見ていました。クレイアニメの完成度は、この会社はすごい技術を持ってやっているし、宇宙人の親子の情愛が最後になってようやくちょっと出てきたかなと思いましたが、ドタバタがメインでストーリーもわかりにくいというところがありました。東京都がこういうタイプのものを推奨する必要があるかどうかとい

う疑問も持ちましたので、私は推奨せずでお願いしたいと思います。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 見ていて、最初はわかりにくかったということがあります。そしてドタバタであると、悪いことも結構羊がやっていたし、何だろうという感じで見ていたんですけども、最後のほうになって、先ほどもお話が出ました、悪役の捜査官の過去の話が出てきたり、それから、異質の他者を理解するという、何かそういうモチーフなのかなというふうなことで受けとめました。

消極的にですけれども、事務局案どおりで推薦したいと思います。

○会長 そうしますと、最後は私ですが、ここで一応数を数えさせていただきます。私を除いて賛否を決めるというのがこの会のルールですので、先に数を確認したいと思います。「推奨する」の方が1、2、3、4、5、6、7、8人。「推奨しない」の方が1、2、3、4、5、6人。事務局、間違いはないですか。8と6で。

○若年支援課長 はい。

○会長 いろいろなご意見が出ましたように、私も実は本当のところは迷いまして、推奨しないという理由も正直言うと見つからないんですね。この映画そのものは、すごく美しいし、ぬくもりのある映像であるし、それから、せりふなしなのにストーリーが組み立てられて、大人の私でも最後で何となく理解できる。なかなか高度なテクニックというか、高度な組み立てと思いました。だから、それぞれの世代、幼稚園生から小学校高学年までの子供たちが、自分に合わせて何かをつかみ取れる。何を教えるというよりは自らつかみ取る、そういう意味では、推奨しない理由もみつからない映画だなと思ったんです。一方で、ほかの委員の方からも出ているように、東京都が推奨する意味をどう考えたらいいのか、そんな疑問を思いながら、この会議に来ました。

私の意見としては小学校低学年までが推奨ではないかと思います。小学校の5、6年生には、もっと別の有益なことを学んでほしいと思いました。

最後に意見だけは申し上げましたが、結論から言うと、先ほどの票数のとおり、事務局案で推奨ということに答申したいと思います。よろしいでしょうか。

また、いろんなご意見あったので、この際ちょっと意見を言っておこうかという方、いらっしやいましたらば伺っておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、事務局案で答申させていただきます。

それでは、事務局から、ほかにご連絡事項ございますか。

○若年支援課長 資料の 17 ページをご覧いただきたいと存じます。

都民からの申し出でございます。10月の処理分でございますけれども、メールによるものが10件、それから、電話によるものが1件ございました。

いずれも不健全図書に関するもので、メールによるもののうち9件につきましては、前回ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものです。匿名での申し出となっておりますが、内容等から考えますと、同一の方からの申し出と推測されるところです。本件についても前回同様、条例施行規則第15条に定める不健全図書類の基準には該当しないと判断してございます。

また、メールによるものの残りの1件、それから電話によるものの内容でございますが、同じ図書類に関するもので、「小中高生向け週刊漫画雑誌のカラーページにおいて、ライトに透かすと女性の乳首がわざと透けて見える描写がある。とても少年向けとは思えない。」というものでした。

事務局において申し出のあった漫画雑誌を購入し、確認したところ、申し出のとおりイラストが掲載されているものの、これまでの指定図書類と比べて、著しく性的感情を刺激するものとは言えず、不健全図書類として諮問するには至らないと判断をいたしました。

ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○若年支援課長 都民の申し出は以上でございます。

なお、次回審議会に諮問予定の映画はございません。

事務局からは以上でございます。

○会長 全体を通して何かございますでしょうか。

○A委員 新しい提案の話ですけれども、冒頭、F委員からコンビニの成人向けコーナーが、もう、8月でなくなったという話を伺いました。なるほどと思うんですけども、資料の中の7ページのところに、自動販売機の届け出の施行状況というのがあります。ずっと見ているわけですけど、減ることはあって、限りなくゼロに近い中でずっと報告を受けているわけですが、もうこれ、私たち審議会がこれをウオッチしなくても、もういいんじゃないのかなと

ずっと思いつつ、自動販売機の届け出の施行状況は、もう審議会の手を離れて事務局が見ればいいのかなどというふうに思いますので、自分の意見を申します。

以上です。

○会長 私たちへの諮問事項ではなくて、事務局からの報告をどこまでしていただくかという話でございますけれど、この件について、もしご意見ありましたら、今後事務局が検討していくための参考にしてもらいたいと思いますので、お願いいたします。

○D委員 施行状況の報告をするか、しないかという話ですか。

○会長 自動販売機についての施行状況については、もう変化も少ないので、よろしいんじゃないかというふうに私は受けとめました。

○D委員 報告なしで事務局だけのほうで今後も継続してやっていくと。

○会長 そうです。この審議会では報告は要らないんじゃないのかというご意見ではございません。その件で何かご意見ございますか。

○C委員 これは、報告、実際にこの台数、設置箇所になん度か出向いてはいるんですけども、報告だけということであれば、審議会が動いてどうということはできないとは思いますが、ただ、各地区のあるいは各市の、これにかかわる健全育成委員とかは、かなり努力をしているんですね。お願いに伺ったり。できれば目のふれるところにこういうのは困るので協力してほしいという活動は実際にしているんです。

ですから、報告として客観的に見ると、私もああ、こんなものなんだと思うんですが、実際にかかわっている者にとしてみると、実際行ってみると、本当に今問題にしているような本とか品物とか下着とかビデオとか販売していますので、報告だけでも挙がっていると減ったんだというのがわかりますので、できれば報告だけで結構ですので入れていただいたほうが、大した変わりはないんですが、でも、努力している人たちもいるということから見ると、報告していただくとありがたいかなというのがあります。

本当にもう何年にもわたって、20年、30年にわたっても本当に動かなくて台数がふえてきたりしていて、一般の方がこういう活動をしているということであれば、結果を載せていただくとありがたいかなと思うというのはあります。

○会長 ほかにご意見を伺っておいて、結論は事務局と相談してと思います。資料を見る限りはゼロがいっぱいあるので、報告は要らないように思えますね。

○C委員 そうなんですよね。むしろゼロが要なくて、報告だったらまだこれだけ残ってい

るよ、というだけでもいいのかなとも思うんですが。どうでしょうね、何とも、要らないと言われれば要らないんですが、あれはどうなったんだろうというのを知りたいということもあるんじゃないかなというのがある。

○会長 C委員からのご意見は、現場で調査してくださっている方たちの立場をふまえた意見だと思います。

○C委員 そうですね。ですから、これに挙げる、挙げないというのはまた別問題ですけど、現状としてはそういうことなので、あれ、何件かあったけど今どうなっているんだろうと思うことがあるんですけど、ゼロがいっぱいなくてもいいから、まだこれだけ残っているというのだけ報告でもいいかなという気がしないでもありません。だからなくさないでくれということではないんです。

はい、以上です。

事務局にお任せいたします。

○会長 ほかの方よろしいですか。

○G委員 これ、いつも通常、大体このぐらいの数字を見ているんですが、わかればいいんですが、最盛期というのは何台ぐらいあったものなんですか。

○F委員 はっきり言って、数え切れない台数でした、今に比べるとね。例えば、神保町なら神保町だけ見ても道路の各角には全部置いてありましたからね。だから、急速な勢いで増えて急速な勢いで減っていったんですね。それでもう、ローカルなものになっちゃって。

今、本当に買っている人がいるかということ、見たことがないです、はっきり言って。結局、コンビニと同じように高齢者というんですかね、結局、スマホもネットもなじめない人たちが、ちょっとそういう気分になったというときに、ちょっと買ったりするようなものでしかないような気がするんですけどもね。これが、何かな、青少年の性的な非行に結びつくとは私には思えないような状況なんですけどね。

時代が変わったというか、その勢いが物すごい急激な変化でしたね。

○会長 いろんなお話伺えましたが、ほかの方、よろしいでしょうか。

特にご意見なければ、事務局にご検討を一任してということで、A委員、よろしいでしょうか。

○A委員 はい。

○会長 では、そうさせていただきます。ほかに全体を通して何かございますか。

よろしいでしょうか。

では、以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴の方が再入室されるため、図書名がわかる資料はしまっただけですよう、お願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画「映画 ひつじのショーン UF0 フィーバー！」につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書の告示予定日は令和元年11月15日(金曜日)、推奨映画の告示予定日は令和元年11月19日(火曜日)、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の令和元年11月14日(木曜日)となります。告示日もしくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。

次回は令和元年12月9日(月曜日)の15時30分からとなります。

以上でございます

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。委員の皆さん、ありがとうございました。

午後4時46分閉会